地域密着型通所介護

事業ごとの留意事項について

目次

１　留意事項・指導事例
２　令和6年度制度改定による主な改定事項
３　まとめ

１　留意事項･指導事例

（1）人員基準

（2）設備基準

（3）運営基準

（4）介護報酬

1　留意事項・指導事例（（1）人員基準）

〈事前確認〉

●提出された勤務表上、基準通り配置されているか

●提出された勤務表や勤務形態一覧表と指定時等に提出されている資格証（写し）の確認

●提出された職員名簿と、指定時等に提出された職員一覧を比較し新たに採用されている職員がいないか確認

〈当日確認項目〉

◎提出された勤務表と事業所管理の勤務表やタイムカード等との突合せ

◎提出された勤務表や勤務形態一覧表と指定時や変更届時の職員関係資料を確認し、新たに採用されている職員の資格の確認

◎兼務状況についてヒアリング（特に管理者）

◎雇用契約が更新されているか

１　留意事項・指導事例（（１）人員基準）

〈人員基準での指摘事例〉

・勤務表を月ごと（月初～月末まで）で作成していない。
・タイムカード等の記録漏れ。
・常勤、非常勤を区別していない。
・管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置及び勤務時間を明確にしていない。
・急な職員の休暇や退職で配置を満たしていない。
・超過勤務時間を勤務延時間に算入している。

１　留意事項・指導事例（（２）設備基準）

〈事前確認〉

●平面図や設備一覧から設備基準を満たしていないものがないか確認する

〈当日確認項目〉

①食堂及び機能訓練室
合計面積≧３㎡×利用定員
（支障がない場合は一体でも可能。狭隘な多数の部屋による確保は不可。）

②相談室
遮へい物の設置等により相談の内容が漏洩しないよう配慮されていること

③静養室
利用者が静養できるスペースを確保すること

１　留意事項・指導事例（（２）設備基準）

〈当日確認項目〉

④事務室
事務作業ができるスペースを確保すること

⑤消火設備その他非常災害に際して必要な設備
消防法その他の法令等に規程された設備を有する必要がある

⑥宿泊サービスを提供する場合
「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」（平成27年4月30日厚労省発出）を参照

【その他】

⑦浴室（備えている場合）

⑧お手洗い、キッチン

１　留意事項・指導事例（（２）設備基準）

〈設備基準での指摘事例〉

・静養室が物置となっている。

・個人情報のある書類が、鍵のない場所で保管されていた。

・複数のサービスが同一の書棚に保管されており、適切に区別されていなかった。

・消火器が使用期限を超過していた。

・カーテンが防炎物品であることを確認できなかった。

・避難経路上に脚立等が置いてあり通行の支障となっていた。

・給湯器の破損が長期間にわたって放置してあり、入浴できない状況となっていた。

・目のつく場所に危険物が保管されており、安全管理上不適切な状況であった。

1　留意事項・指導事例（（3）運営基準）

〈事前確認〉

●運営規程の必要事項記載

●変更届が提出されているか

●事故の内容、対象者の把握

●介護サービス情報公表システム等の公表内容（重要事項の公表）

〈当日確認項目〉

◎不備等について含めヒアリング

◎重要事項説明との比較、掲示

◎事故発生後、再発は起きていないか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈重要事項説明の説明・契約書の締結〉

（１）内容・手続の説明と同意

あらかじめ利用申込者または家族に対し、運営規程の概要等サービス選択に関係する重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得たうえで、サービス提供を開始する。

〈指摘・確認事例〉・・・重要事項説明書、契約書

・**利用申込者またはその家族への説明と同意の手続きを取っているか**

⇒同意年月日の記載漏れ。

・**重要事項説明書の内容に不備等はないか**

⇒項目不足、特に提供するサービスの第三者評価の実施状況。

⇒利用料金は記載されているか。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈重要事項説明の説明・契約書の締結〉

（２）秘密保持等（利用者）

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（３）受給資格の確認

サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

〈指摘・確認事例〉・・・個人情報使用同意書、被保険者証

・個人情報の利用に当たり、利用者及び家族から文書により同意を得ているか

⇒家族からの同意が漏れていないか。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈アセスメント・サービス担当者会議〉

（４）心身の状況等の把握

指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（５）居宅介護支援事業者等との連携

サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

〈指摘・確認事例〉・・・サービス担当者会議及び記録、アセスメントシート

・サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか

・サービス担当者会議等を通じて介護支援専門員や他サービスと密接な連携に努めているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈地域密着型通所介護計画作成、利用者への説明同意交付〉

（６）地域密着型通所介護計画の作成

①管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成する。　※サービスの提供に関わる従業者が共同して作成

②地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

〈指摘・確認事例〉・・・アセスメントシート、居宅サービス計画、地域密着型通所介護計画

・機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか

・居宅サービス計画に基づいて地域密着型通所介護計画が立てられているか

⇒漏れている内容はないか。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈地域密着型通所介護計画作成、利用者への説明同意交付〉

（６）地域密着型通所介護計画の作成

③管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

④管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。

⑤それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

〈指摘・確認事例〉・・・地域密着型通所介護計画、サービス提供記録、モニタリングシート

・利用者またはその家族への説明・同意・交付は行われているか

⇒同意年月日の記載漏れ。

・利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈サービスの提供〉

（７）居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供する。

（８）サービス提供の記録

サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

〈指摘・確認事例〉・・・サービス提供記録、送迎の記録

・居宅サービス計画に沿ったサービスが提供されているか

・サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等が記録されているか

・送迎が適切に行われているか

1　留意事項・指導事例（（3）運営基準）

〈サービスの提供〉

（9）具体的取扱い方針（身体的拘束に関する内容）

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

〈指摘・確認事例〉・・・身体拘束関係記録

・生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか

・身体的拘束等を行う場合に要件（切迫性、非代替性、一時性）を全て満たしているか

・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈サービスの提供〉

（１０）利用料の受領

①法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けている。

②次に掲げる費用は支払いを利用者から受けられる。

ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

イ 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用

ウ 食事の提供に要する費用

エ おむつ代

オ ア～エのほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（その他の日常生活費）

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈サービスの提供〉

（１０）利用料の受領

③ア～オの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

④領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載する。

〈指摘・確認事例〉・・・領収書、請求書

・利用者からの費用徴収は適切に行われているか

・領収書を発行しているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈その他の日常生活費の留意点〉

利用者の希望によるもので、一律で提供するものは対象外

※スポーツドリンクの提供（嗜好品）、機能訓練以外の参加者を募ってのリクリエーション費用は選択制での徴収可能

※とろみ剤、共用のシャンプー・石鹸類といった介護サービス提供における利用者の処遇上必要なものや一律で提供されるものは介護報酬に含まれるため徴収不可

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１１）緊急時等の対応
現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

〈指摘・確認事例〉・・・運営規程、重要事項説明書、サービス提供記録

・緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１２）運営規程

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定める。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 従業者の職種、員数及び職務の内容
3. 営業日及び営業時間
4. 指定地域密着型通所介護の利用定員
5. 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
6. 通常の事業の実施地域
7. サービス利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他運営に関する重要事項

〈指摘・確認事例〉・・・運営規程

・重要事項説明や実態との相違はないか

⇒変更の届出をしていない。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１３）勤務体制の確保等

①従業者の勤務の体制を定める。

②事業所の従業者によって地域密着型通所介護を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理、洗濯等）についてはこの限りではない。

③従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保する。その際、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
※人員基準に関連

④職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の**必要な措置を講じる。**

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１３）勤務体制の確保等

【必要な措置】
〇ハラスメント防止に関する方針等の明確化と職員への周知、啓発
〇相談窓口の整備

〈指摘・確認事例〉・・・勤務体制表、勤務実績、研修の計画・実績、ハラスメント防止に関する方針

・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか

・資質向上のために研修の機会を確保しているか

・認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか

・性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉・・・減算措置あり

（１４）業務継続計画の策定等　（令和６年４月より義務化）

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

【感染症に係る業務継続計画】

〇平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
〇初動対応
〇感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

【災害に係る業務継続計画】

〇平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
〇緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
〇他施設及び地域との連携

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉・・・減算措置あり

（１４）業務継続計画の策定等　（令和６年４月より義務化）

②務継続計画について職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施する。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

〈指摘・確認事例〉・・・業務継続記録、研修の計画・実績、訓練の計画・実績

・感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか

・従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を定期的に実施しているか

・定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１５）定員の遵守

利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。

※定員超過による減算が適用されるのは、月平均の利用者が利用定員を超える場合とされているため、例えば月の数日間だけ定員超過した（月平均では超えていない）場合は減算の対象とはならないが、**基準違反にはなるので、指導の対象となる。**

〈指摘・確認事例〉・・・国保連への請求書控え、サービス提供記録

・利用定員を上回っていないか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１６）非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）**及び**風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

※関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたもの。

1　留意事項・指導事例（（3）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（16）非常災害対策・・・関連法令

【消防法関連】消防法第8条1項消防法施行令第1条の2,3項
防火管理責任者を置かなければならない施設特定防火対象施設
デイサービス：収容人数30人以上（6項ハ）

【水防法関連】水防法第15条の3
洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設は、「避難確保計画の作成・報告」及び「避難訓練の実施・報告」が必要

〈指摘・確認事例〉・・・非常災害対応計画、通報・連絡体制のわかるもの、避難・救出等訓練の記録、運営規程

・非常災害（火災、風水害、地震等）に対する具体的計画、関係機関への通報及び連携体制の整備はされているか

・避難・救出等の訓練を定期的に実施しているか

1　留意事項・指導事例（（3）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（17）衛生管理等

非常感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。（平常時と発生時の対応を規定）

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年に1回以上）に実施すること。（新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい）

〈指摘・確認事例〉・・・感染症の予防及びまん延の防止のための指針、委員会開催記録、研修訓練の記録

・感染症の発生又はまん延しないよう上記の措置を講じているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１８）掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

①事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規程による掲示に代えることができる。

※利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の例として、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況）等がある。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１８）掲示

②事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

※ウェブサイトとは、法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムのことをいう。

※重要事項のウェブサイトへの掲載は、令和7年4月1日より適用。

〈留意点〉

・事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のこと。

・従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（１９）秘密保持等（職員）
従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

〈指摘・確認事例〉・・・従業者の秘密保持誓約書

・退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか

（２０）広告
広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

〈指摘・確認事例〉・・・パンフレット、チラシ、WEB広告

・広告は虚偽又は誇大となっていないか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（２１）苦情処理

①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の**必要な措置を講じなければならない**。

【必要な措置】

ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。

イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし重要事項説明に記載すること。

ウ 苦情に対する対応の内容について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること。

②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。

〈指摘・確認事例〉・・・苦情の受付簿、対応記録

・上記の必要な措置を講じているか

⇒苦情受付窓口の名称や連絡先の記載誤りはないか。

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（２２）地域との連携等

運営推進会議を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

〈指摘・確認事例〉・・・運営推進会議の記録

・運営推進会議を概ね６月に１回以上開催しているか

・運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けているか

・運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか

・運営推進会議の会議録が公表されているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（23）事故発生時の対応

①利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

③利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

ヒヤリハット事例の記録をしておくのも◎

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉

（２３）事故発生時の対応

④事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

⑤夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により事故が発生した場合は、上記に準じた必要な措置を講じる。

〈指摘・確認事例〉・・・関係者等への連絡状況、対応記録、損害賠償実施状況記録

・市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか

・事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか

⇒事故の原因を解明し、再発を防ぐための有効な対策を講じていない。

・損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか

１　留意事項・指導事例（（３）運営基準）

〈体制に関する内容〉・・・減算措置あり

（24）高齢者虐待防止の推進　（令和6年4月より義務化）

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する（年１回以上）

②虐待の防止のための指針を整備する

③虐待の防止のための研修を定期的に実施（年１回以上及び新規採用時は必ず）

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く

〈指摘・確認事例〉・・・虐待の防止のための指針、委員会開催記録、研修の計画・記録、担当者がわかるもの

・上記の措置を講じているか

1　留意事項・指導事例（（4）介護報酬）

〈事前確認〉

●どの加算を届出し、実際に算定しているのか

●届出不要加算、減算は自主点検表や介護システムデータにより確認

●算定内容によって処遇とともに報酬の確認をする利用者に目星をつける（ex.短時間利用）

●介護サービス情報公表システム等の公表内容（処遇改善加算）

〈当日確認項目〉

◎処遇と併せて計画書等関係書類を確認
（ex.入浴介助加算、個別機能訓練加算）

◎LIFEについては、PCでデータを見せてもらう

１　留意事項・指導事例（（４）介護報酬）

〈基本サービス費〉

地域密着型通所介護費

利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、所定単位数を算定する。

※送迎の時間は提供時間には含まれない。

※保険外の理美容サービスに要した時間は含まれない。

１　留意事項・指導事例（（４）介護報酬）

〈基本サービス費〉

所要時間による区分の取扱い

単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、地域密着型通所介護のサービスが提供されているとは認められない（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）

●当日の利用者の心身の状況や降雪等の急な気象状況の悪化等により、実際の地域密着型通所介護の提供が地域密着型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には地域密着型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。

●大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定する。

●利用者が、同一の日に複数の指定地域密着型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの地域密着型通所介護の単位について所定単位数が算定される。

１　留意事項・指導事例（（４）介護報酬）

〈基本サービス費〉

送迎時の居宅内介助等に係る留意事項

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締り等）に要する時間について、以下の要件を満たす場合に1日30分以内を限度としてサービス提供時間に含めることができる。

①<u>居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置づけた上で</u>実施すること。

②送迎時に居宅内の介助を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む）、看護職員、機能訓練指導員または当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合。

※他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。
※同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者であっても対象となる。

１　留意事項・指導事例（（４）介護報酬）

〈基本サービス費〉

屋外で行う指定地域密着型通所介護

事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

①あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置づけられていること。

②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

２時間以上３時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

事所要時間４時間以上５時間未満の場合の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
利用者側のやむを得ない事情（※）により、長時間のサービス利用が困難である場合などが対象。

※やむを得ない事情とは、心身の状況、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく場合等であり、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではない。

２　令和6年度制度改定による主な改定事項

〈令和6年度制度改定による地域密着型通所介護の主な改定事項〉

①豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化

②業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入　（減算）

③高齢者虐待防止の推進　（減算）

④身体的拘束等の適正化の推進

⑤通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

⑥リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

⑦通所介護等における入浴介助加算の見直し　（加算）

⑧科学的介護推進体制加算の見直し

２　令和6年度制度改定による主な改定事項

〈令和6年度制度改定による主な改定事項〉

⑨アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

⑩介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

⑪テレワークの取扱い

⑫外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

⑬通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し（加算）

⑭特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

⑮通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（減算）

②業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入　（減算）

業務継続計画未策定減算（基本報酬×１％）

運営基準（14）業務継続計画の策定等①の措置をしていない場合に減算

「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用する

令和6年3月末まで努力義務

令和6年4月より義務化

③高齢者虐待防止の推進　（減算）

高齢者虐待防止措置未実施減算（基本報酬×１％）

運営基準（24）虐待の防止の措置をしていない場合に減算

事実が生じた月、つまり実施していないと運営指導等で判明した月の翌月から改善が認められた月（「3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月」）まで、最低3か月間は利用者全員について減算

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（加算）

⑦通所介護等における入浴介助加算の見直し　（加算）

入浴介助加算（Ⅰ）	
単位	40単位／日

①入浴中の利用者の観察を含む介助を行っている。
この場合の“観察”とは、利用者の自立生活支援や日常生活動作能力などの向上のための「見守り的援助」であり、極力利用者自身の力で入浴できるように必要に応じて介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認等を行うこと。結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合にも加算対象となる。

②入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
※入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すもの。
※地域密着型通所介護計画上に入浴の提供が位置付けられている場合であっても、利用者側の事情により入浴を実施しなかった場合は加算を算定することはできない。

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（加算）

⑦通所介護等における入浴介助加算の見直し　（加算）

入浴介助加算（Ⅱ）	
加算	55単位／日

①前の（Ⅰ）の要件に適合していること。
②医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえて浴室における利用者の動作・浴室の環境を評価すること。
③機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した者との連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
④入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。
※大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えない。
※個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（加算）

⑦通所介護等における入浴介助加算の見直し　（加算）

自宅に入浴環境がない場合

自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者は、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として地域密着型通所介護での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することができる。

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（加算）

⑦通所介護等における入浴介助加算の見直し　（加算）

自宅に入浴環境がない場合

①事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の動作を評価する。

②事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。

③事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。

④個別の入浴計画に基づき、事業所において、入浴介助を行う。

⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、地域密着型通所介護以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

２　令和6年度制度改定による主な改定事項（加算）

⑬通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し

個別機能訓練加算

通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロにおいて、現行、機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならないとしている要件緩和するとともに、評価の見直しを行う。

個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ　　加算：　85単位/日　→　76単位/日（変更）

機能訓練指導員の配置について

専従1名以上配置　（配置時間の定めなし）

※人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。

※個別機能訓練加算（Ⅰ）イの配置（専従1名以上配置、配置時間の定めなし））に加え、合計で2名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。

３　まとめ

（１）問合せ

（２）自己点検について

（３）関係法令・資料等

（４）アンケートについて

３　まとめ

（１）問合せ

〇指定、届け出について　介護保険課介護保険係

〇指導監査について　元気長寿課指導監査係

３　まとめ

（２）自己点検について

運営基準等について、事業者として、法令を熟読し、適正な運営を行ってください。

また、自主点検表については市指導監査ホームページ内にも掲載しておりますので、各事業所にて自己点検を行ってください。

介護保険事業所指導・監査関係資料（自主点検表）URL

https://www.city.fujioka.gunma.jp/kenko/koreishafukushi_kaigo/7/8081.html

３　まとめ

（３）関係法令・資料等

〇介護保険施設等運営指導マニュアル（別添確認項目及び確認文書）

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

【人員、運営基準】

〇赤本

〇市町村の条例

〇指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）

〇指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）

３　まとめ

（3）関係法令・資料等

【介護報酬】

〇青本

〇指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

〇指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

〇厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（第27 号告示）

３　まとめ

（３）関係法令・資料等

【共通】

〇緑本

〇介護サービス関係Ｑ＆Ａ

厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

３　まとめ

（4）アンケートについて

動画の視聴後に、下記URLまたはQRコードよりアンケートフォームに進み、アンケートに回答していただきますようお願いいたします。

アンケートフォームURL

https://logoform.jp/form/Be9Q/1049743